

第14号議案

令和8年度京都府病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	256床
(2) 年間延べ患者数	
入院	47,085人
外来	33,048人
(3) 一日平均患者数	
入院	129人
外来	136人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 病院事業収益	2,861,690千円
第1項 医業収益	1,905,919千円
第2項 医業外収益	955,695千円
第3項 特別利益	76千円

		支 出
第 1 款	病院事業費用	2,862,038千円
第 1 項	医業費用	2,730,604千円
第 2 項	医業外費用	130,998千円
第 3 項	特別損失	336千円
第 4 項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,059千円は、過年度分損益勘定留保資金200,059千円で補填するものとする。）。

		収 入
第 1 款	資本的収入	248,000千円
第 1 項	企業債	248,000千円
		支 出
第 1 款	資本的支出	448,059千円
第 1 項	建設改良費	248,489千円
第 2 項	企業債償還金	199,570千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	施設設備整備資金に充てるため。
限度額	248,000千円
起債の方法	証券借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）

利 率 年10.0%以内
償還の方法 (1) 債還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。
(2) 債還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,938,051千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、943,096千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、191,062千円と定める。

令和8年2月4日提出

京都府知事 西脇 隆俊